

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況（平成29年1月～3月）

平成29年1月～3月の審問期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
1月20日	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第3回審問期日	東 京
1月25日	江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件第3回審問期日	東 京
2月6日	横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害等原因裁定申請事件第1回審問期日	東 京
2月23日	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件第4回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成29年1月～3月）

受付事件の概要

成田市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（平成29年（セ）第2号事件）平成29年1月16日受付

本件は、申請人ら4人が、近接するドラッグストアの屋外に設置された業務用室外機から発生する騒音により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなどの著しい精神的・肉体的苦痛を被っているとして、ドラッグストアを経営する法人（被申請人）に対し、損害賠償金合計1,320万円の支払を求めるものです。

高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件（平成29年（セ）第3号事件・平成29年（ゲ）第1号事件）平成29年2月6日受付

本件の責任裁定申請は、申請人に生じた心臓鼓動、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものであるとし

て、被申請人に対し、損害賠償金合計 2,200 万円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請は、申請人に生じた心臓鼓動、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人が経営する本件食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成 29 年 (ゲ) 第 3 号事件) 平成 29 年 3 月 9 日受付

本件は、申請人らに生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成 29 年 (セ) 第 4 号事件) 平成 29 年 3 月 13 日受付

本件は、申請人らは、被申請人が経営する幼稚園から発せられる人声、楽器、機械音の騒音により、平穏で落ち着いた生活が妨げられ、窓を開けられない生活を強いられるなど、長年にわたり精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 451 万円等の支払を求めるものです。

終結事件の概要

飯能市における浄化槽からの土壌汚染被害原因裁定申請事件

(平成28年 (ゲ) 第 6 号事件)

1 事件の概要

平成28年12月26日、埼玉県飯能市の住民 1 人から、社会福祉法人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有する畑の土壌が汚染、変質してしまったのは、被申請人事業所から流される浄化槽の排水によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請を受け付けましたが、平成29年 1 月 25 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件

(平成 26 年 (ゲ) 第 4 号事件)

1 事件の概要

平成 26 年 11 月 6 日、東京都江東区の住民 15 名から、運送会社及び建設会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らの目、喉、皮膚などに生じた健康被害は、被申請人らが自社のトラックターミナル棟及び社宅棟の建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質によるものである、などとの原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等や、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成29年3月28日、本件申請を一部容認するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害原因裁定申請事件

（平成28年（ゲ）第3号事件・平成29年（調）第2号事件）

1 事件の概要

平成28年8月25日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、不眠、胸の圧迫感、吐き気及び血圧上昇は、被申請人が太陽光発電機付きヒートポンプ給湯器を使用し、振動及び騒音（低周波音）を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成29年3月28日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成29年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要（平成29年1月～3月）

受付事件の概要

山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件（平成29年（フ）第1号事件）平成29年2月20日受付

申請人が、山形県知事（処分庁）に対し、山形県知事が行った山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分及び同地区の林地開発計画変更不許可処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。

終結事件の概要

滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件（平成28年（フ）第1・2・3号事件）

1 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人らから滋賀県知事（以下「処分庁」という。）が行った滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を平成28年4月19日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

申請人らは、本件処分につき、産業廃棄物処理業者でもある法人Aが本件処分の対象土地に産業廃棄物等を持ち込むことが強く懸念される等、申請人らが平穩に宗教活動及び農業活動等を営む権利、隣接林道等を安全に通行する権利等が脅かされるおそれがあり、採石法所定の認可基準を満たさない等と主張して、平成28年4月19日付けで本件処分の取消しを求めて本件裁定申請をしました。その後、同年7月5日、本件処分の名宛人である法人A及び関係行政機関である甲賀市長から、それぞれ参加の申立てがありました。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期日を開催するなど、手続を進めましたが、平成29年3月6日、申請人らから本件裁定申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件及びこれに対する参加申立事件はいずれも終結しました。